

大館のむがしっこ

(5)

— 文・河田竹治さん —

モチを食って大男になった男

昔、釈迦内村に平太という男が住んでいた。

ある日、平太は長木村の羽保屋山へマダの木の皮をはぎに出かけた。仕事はいつになく順調に進み早く終わったので、平太は喜び勇んで帰り道を急いだ。途中まで来ると道端に大きな鏡モチが三つ落ちていたのを見つけた。平太は、かわいい息子の太郎に食べさせようと拾い、大喜びで足を早めた。

ところが、どうしたことが、急に激しい空腹を覚え、足腰に力が入らず一歩も動くことができなくなってしまった。そこでさつき拾ったモチにかじりついた。「うめえ〜」いままで味わったことがないようなおいしさである。平太はまたたく間に一つを食べてしまった。が、食べ終ると、前にもま

して激しい空腹に襲われ、二つ目も食べてしまった。

しかし、飢えはますますひどくなるばかり。「モチをみんな食っては、太郎に申しわけねえ。んだども腹がへって死にそうだし！」平太は考えこんでしまった。だが飢えの誘惑には勝てず三つめも食べてしまった。

三つ目を食べ終ると、平太はようやくホッとしたが、自分の体が何かムズムズするのに気がついた。平太の体がグングン大きくなっていったのだ。

平太は驚いてわが家めがけて一目散に走りだしたが、体はますます大きくなっていく。家の前まで来たがとて中に入れない。平太は嘆き悲しんで、その場にペタリと座りこんだ。それでも頭は屋

根よりも高い。父親の帰りを待っていた太郎が物音にびくりにして外に飛び出した。目の前に大きな物が立ちはだかっていた。よく見ると父が大男に変わり果てて泣いている姿だった。

平太は、今までの出来事を話し、「オレはこの里さ住めねくなつた山さ行って暮す」と言うた泣きながら山の方へ歩いて行った。平太の悲しい泣き声は、犬の遠ぼえのように何里も離れた村までも聞こえた。

この話は、バツと村中に広がった。村人たちは気味悪がって太郎の家に近づかなかった。

それから間もなく、長木村のあちこちで毎晩農作物が荒されるようになった。そこには決して大きな足跡がいくつも残っていた。

「これは平太のしわざだべ。このままでは農作物が全滅してしまう！」村人たちはいろいろ相談した結果、かつて平太がマダの木の皮をはいでいた羽保屋山に祠を建てて、平太の悲しみを慰めることにした。これが今の羽保屋大神である。

それからというものは農作物が荒されることもなく、一人残された太郎も村人から差しのべられた愛の手で立派に成長したということである。

注①羽保屋山は、小坂鉄道茂内駅の北約四・にある標高五百九十三

の山である。

②マダの木の皮は、農作業などに使うカゴを編むのに使われた。

市民の声

文化会館催し物の入場に一言

入場に一言

〈問〉一月に市民文化会館で開かれた「細川たかしショー」に「特別優待券(二千円割引)」を持って行きましたが、入場できなかったばかりが、暴言を浴びせられ満員だからと言って帰されました。老人クラブやチャラシ等を利用して人を集めたうえ、交通費をかけてムダ足をさせられるような催し物について会館ではどう対処しているのでしょうか。 — 市内 一老人 —

〈回答・市民文化会館〉文化会館を会場として実施される催し物には、当会館が主催する事業と、当会館に使用料を納付し許可を受けて興業主等が主催する興業(貸館)の二通りに分けられます。後者の貸館の場合には、当館としては入場料金、入場方法について全面的に介入し規制することができません。しかし、貸館とは言

「市民の声」コーナーへの投稿を募集しています。ご意見、ご感想を二百字以内にとめてください。住所、氏名(匿名希望の場合でも氏名は必ず書いてください)、電話番号を明記のこと。

「市民の声」コーナーへの投稿を募集しています。ご意見、ご感想を二百字以内にとめてください。住所、氏名(匿名希望の場合でも氏名は必ず書いてください)、電話番号を明記のこと。

え市民に迷惑を及ぼすようなまぎらわしい優待券等の発行は極力さけるように、また発行したときはその内容どおり実施するよう強力に指導しています。

さて、質問にあった「細川たかしショー(弘前市ABC企画主催)」については、次のとおりでした。満員と言って帰させられた。優待券には「先着六百名に限り入場できる。満員になりしだい締め切る」旨の記載があり、当館としても定員(千九十八人)は厳守していただいています。なお断る際に興業主の言葉遣いなどが悪かったのは確かなので厳重に抗議しました。

「市民の声」コーナーへの投稿を募集しています。ご意見、ご感想を二百字以内にとめてください。住所、氏名(匿名希望の場合でも氏名は必ず書いてください)、電話番号を明記のこと。

「市民の声」コーナーへの投稿を募集しています。ご意見、ご感想を二百字以内にとめてください。住所、氏名(匿名希望の場合でも氏名は必ず書いてください)、電話番号を明記のこと。

二十歳と選挙権

二十歳になると生ずる権利の1つに、選挙権があります。わたしたちは選挙権を行使することによって国や県、市の政治に参加することになるのです。しかし実際に投票するには、市の選挙管理委員会が作成する「選挙人名簿」に登録されていなければなりません。一度登録されると、当市から転出しない限り永久登録されます。

◇選挙人名簿の縦覧

昭和58年9月2日に選挙人名簿に登録した方(6月29日の参議選以降の登録者)の書面を次により縦覧に供します。

期 間・9月3日~7日 8時半~17時
場 所・選挙管理委員会事務室
(土曜日午後と休日は市役所当直室)



絵・田村純一さん(芦田子)